

発議第8号

鳥羽市議会会議規則の一部改正について

鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日 提出

令和 年 月 日

提出者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

委員長 坂 倉 広 子

賛成者 鳥羽市議会改革推進特別委員会

副委員長 山 本 哲 也

提案理由

オンラインによる方法で出席している委員の表決に関する規程及び、オンラインによる協議の場を開くことができる旨の規定を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市議会会議規則の一部を改正する規則

鳥羽市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第126条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りではない。

第7章中第163条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第163条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。